

「特別養護老人ホーム 第二清楽苑」重要事項説明書

社会福祉法人 千賀の浦福祉会
特別養護老人ホーム第二清楽苑

当施設は介護保険の指定を受けています。
(宮城県指定 第0472600048号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3・4・5」(特例による「要介護1・2」を含む)と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◆◆目次◆◆

1.	施設経営法人	- 2 -
2.	ご利用施設	- 2 -
3.	居室の概要	- 2 -
4.	職員の配置状況	- 3 -
5.	当施設が提供するサービスと利用料金	- 4 -
6.	事故・緊急時等における対応方法	- 9 -
7.	個人情報の利用目的についての同意	- 10 -
8.	施設を退所していただく場合(契約の終了について)	- 10 -
9.	身元引受人	- 12 -
10.	苦情の受付について	- 13 -

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 千賀の浦福祉会
(2) 法人所在地 宮城県多賀城市高橋四丁目24番1号
(3) 電話番号 022-309-7288
(4) 代表者氏名 理事長 平 正美
(5) 設立年月 昭和61年7月25日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 ○指定介護老人福祉施設 【平成12年4月1日指定】
(令和2年4月1日指定更新 更新有効期間満了日：令和8年3月31日)
○事業所番号 【宮城県第0472600048号】

(2) 施設の目的

指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 第二清楽苑
(4) 施設の所在地 宮城県宮城郡七ヶ浜町花淵浜字高山25番3
(5) 電話番号 022-357-6411
(6) 管理者氏名 施設長 佐々木 仁一
(7) 当施設の運営方針

施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるようにすることを目指します。

- (8) 開設年月 平成5年4月1日
(9) 入所定員 54人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、多床室（2人・4人部屋）または、従来型個室（1人部屋）です。部屋の空き状況やご希望に添いながらご利用いただきます。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	6室	従来型個室
2人部屋	3室	多床室
4人部屋	12室	多床室
合計	21室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒・自転車運動練習機
浴室	3室	特殊浴槽・ひのき個人浴槽・一般浴槽
医務室	1室	

※上記は、宮城県が基準を定める条例により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。居室以外の施設設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）[併設の施設等も兼務]	1名	1名
2. 生活相談員	1名以上	1名
3. 介護職員及び看護職員（常勤換算） （上記に占める看護職員数）	20名以上	20名
	2名以上	2名
4. 介護支援専門員	1名	1名
5. 機能訓練指導員（看護職員兼務）	1名以上	1名
6. 医師	嘱託医2名	必要数
7. 管理栄養士又は栄養士	1名	1名

※上記の職員配置数、指定基準数は、併設されている短期入所生活介護定員6名含んだ利用者数60名に対する配置状況になります。

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	毎週月曜日 13:00～14:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番 : 7:00～16:00 2名 日勤Ⅰ : 9:00～18:00 1名 日勤Ⅱ : 9:30～18:30 1名 遅番 : 10:00～19:00 2名 夜間 : 16:00～翌10:00 2名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番 : 7:30～16:30 1名 日勤 : 9:00～18:00 1名
4. 施設長 生活相談員 介護支援専門員 栄養士	日勤 : 8:45～17:45

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割または8割、または7割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 介護

- ・入所者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて適切な介護を行います。

②入浴

- ・入浴は週2回以上行います。身体上の理由で入浴できない場合、清拭を行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員（看護職員兼務）により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します

⑤健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れ、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書第5条、6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住に要する費用及び食事の提供に要する費用の合計額をお支払い下さい。自己負担額は、ご契約者の介護保険負担割合証に記載の利用者負担の割合（通常1割、または2割もしくは3割）及び要介護度に応じて異なります。☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合は、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

【1割負担】

【要介護度に応じたサービス利用料金（従来型個室・多床室同額）】

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. ご契約者の要介護度別サービス利用料金（単価／1日）	5,890 円	6,590 円	7,320 円	8,020 円	8,710 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,302 円	5,931 円	6,588 円	7,218 円	7,839 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	589 円	659 円	732 円	802 円	871 円

☆上記の利用料金に加算して、以下の料金をいただきます。（※1・※2は各々どちらか一方を加算）

1日あたり	夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ	130 円（1割の13 円）
	日常生活継続支援加算	360 円（1割の36 円）※1
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	220 円（1割の22 円）※2
1月あたり	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	500 円（1割の50 円）
	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	100 円（1割の10 円）
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護給付サービスの14%
入所時のみ	安全対策体制加算	200 円（1割の20 円）

☆上記の加算のほか、該当者のみ以下の料金をいただきます。

1 食あたり	療養食加算 ※3食/日上限	60円 (1割の6円)
1日あたり	若年性認知症受入加算	1,200円 (1割の120円)
1日あたり	排泄支援加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)又は(Ⅲ)	100円、又は150円又は200円 (1割の10円、又は15円、又は20円)
1日あたり	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)	30円、又は130円 (1割の3円、又は13円)
1月あたり	口腔衛生管理加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)	900円、又は1,100円 (1割の90円又は110円)
1回のみ	再入所時栄養連携加算	2,000円 (1割の200円)
入院時	退所時情報提供加算	2,500円 (1割の250円)

☆ご契約者が入院又は外泊をされた場合、ご契約者が不在でも事実が発生した翌日から6日間を限度として、下記の料金をお支払いいただきます。(契約書第18条、第21条参照)

1. サービス利用料金 (1日あたり単価)	2,460円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,214円
3. 自己負担額 (1 - 2)	246円

また、同じく事実が発生した翌日から6日間を限度として、(2)①に定める居住費をお支払いいただきます。

☆入所した日から起算して30日以内の期間については、上記利用料金に加算して下記の利用料金をいただきます。また、30日を超える病院または診療所への入院後に当施設へ帰苑した場合も同様となります。

1. サービス利用料金 (1日あたり単価)	300円
2. うち、介護保険から給付される金額	270円
3. 自己負担額 (1 - 2)	30円

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

【2割負担】

【要介護度に応じたサービス利用料金(従来型個室・多床室同額)】

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. ご契約者の要介護度別サービス利用料金 (単価/1日)	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,712円	5,272円	5,856円	6,416円	6,968円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1 - 2)	1,178円	1,318円	1,464円	1,604円	1,742円

☆上記の利用料金に加算して、以下の料金をいただきます。(※1・※2は各々どちらか一方を加算。)

1日あたり	夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	130円(1割の26円)
	日常生活継続支援加算	360円(2割の72円)※1
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	220円(2割の44円)※2
1月あたり	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	500円(2割の100円)
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	100円(2割の20円)
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護給付サービスの14%
入所時のみ	安全対策体制加算	200円(2割の40円)

☆上記の加算のほか、該当者のみ以下の料金をいただきます。

1食あたり	療養食加算 ※3食/日上限	60円(2割の12円)
1日あたり	若年性認知症受入加算	1,200円(2割の240円)
1日あたり	排泄支援加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)又は(Ⅲ)	100円、又は150円又は200円 (2割の20円、又は30円、又は40円)
1日あたり	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)	30円、又は130円(2割の6円、又は26円)
1月あたり	口腔衛生管理加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)	900円、又は1,100円(2割の180円又は220円)
1回のみ	再入所時栄養連携加算	2,000円(2割の400円)
入院時	退所時情報提供加算	2,500円(2割の500円)

☆ご契約者が入院又は外泊をされた場合、ご契約者が不在でも事実が発生した翌日から6日間を限度として、下記の料金をお支払いいただきます。(契約書第18条、第21条参照)

1. サービス利用料金 (1日あたり単価)	2,460円
2. うち、介護保険から給付される金額	1,968円
3. 自己負担額(1-2)	492円

また、同じく事実が発生した翌日から6日間を限度として、(2)①に定める居住費をお支払いいただきます。

☆入所した日から起算して30日以内の期間については、上記利用料金に加算して下記の利用料金をいただきます。また、30日を超える病院または診療所への入院後に当施設へ帰苑した場合も同様となります。

1. サービス利用料金 (1日あたり単価)	300円
2. うち、介護保険から給付される金額	240円
3. 自己負担額(1-2)	60円

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

【3割負担】

【要介護度に応じたサービス利用料金(従来型個室・多床室同額)】

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. ご契約者の要介護度別サービス利用料金(単価/1日)	5,890 円	6,590 円	7,320 円	8,020 円	8,710 円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,123 円	4,613 円	5,124 円	5,614 円	6,097 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,767 円	1,977 円	2,196 円	2,406 円	2,613 円

☆上記の利用料金に加算して、以下の料金をいただきます。(※1・※2は各々どちらか一方を加算。)

1日あたり	夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	130 円(3割の39円)
	日常生活継続支援加算	360 円(3割の108円)※1
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	220 円(3割の66円)※2
1月あたり	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	500 円(3割の150円)
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	100 円(3割の30円)
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護給付サービスの14%
入所時のみ	安全対策体制加算	200 円(3割の60円)

☆上記の加算のほか、該当者のみ以下の料金をいただきます。

1食あたり	療養食加算 ※3食/日上限	60 円(3割の18円)
1日あたり	若年性認知症受入加算	1,200 円(3割の360円)
1日あたり	排泄支援加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)又は(Ⅲ)	100 円、又は150円又は200円 (3割の30円、又は45円、又は60円)
1日あたり	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)	30 円、又は130円(3割の9円、又は39円)
1月あたり	口腔衛生管理加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)	900 円、又は1,100円(3割の270円又は330円)
1回のみ	再入所時栄養連携加算	2,000 円(3割の600円)
入院時	退所時情報提供加算	2,500 円(3割の750円)

☆ご契約者が入院又は外泊をされた場合、ご契約者が不在でも事実が発生した翌日から6日間を限度として、下記の料金をお支払いいただきます。(契約書第18条、第21条参照)

1. サービス利用料金(1日あたり単価)	2,460 円
2. うち、介護保険から給付される金額	1,722 円
3. 自己負担額(1-2)	738 円

また、同じく事実が発生した翌日から6日間を限度として、(2)①に定める居住費のお支払いいただきます。

☆入所した日から起算して30日以内の期間については、上記利用料金に加算して下記の利用料金をいただきます。また、30日を超える病院または診療所への入院後に当施設へ帰苑した場合も同様となります。

1. サービス利用料金 (1日あたり単価)	300円
2. うち、介護保険から給付される金額	210円
3. 自己負担額 (1 - 2)	90円

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第4条、第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 居住に要する費用及び食事の提供に要する費用

☆居住に関しては、多床室及び従来型個室でサービスを提供いたします。

☆当施設では、栄養士が立てる献立により、栄養並びにご契約者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供いたします。また、ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

	居住費	食費
多床室	915円/日	680円/朝・夕食、690円/昼食 (2,050円/日)
従来型個室	1,231円/日	
1. 居住費と食費は、上記の料金を負担して頂きます。 但し、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、認定証に記載された料金を負担していただきます。(参考1・2参照) 2. 入院・外泊時にお部屋を確保している場合、入院7日目以降について上記の居住費(減額前の料金)をいただきます。		

○参考1：介護保険負担限度額認定による居住費 (1日につき)

多床室の居住費 (2人・4人部屋)	介護保険負担限度額認定 (第1段階)	0円
	介護保険負担限度額認定 (第2段階)	430円
	介護保険負担限度額認定 (第3段階)	430円
	介護保険負担限度額認定 (第4段階)	915円
従来型個室の居住費	介護保険負担限度額認定 (第1段階)	380円
	介護保険負担限度額認定 (第2段階)	480円
	介護保険負担限度額認定 (第3段階)	880円
	介護保険負担限度額認定 (第4段階)	1,231円

○参考 2：介護保険負担限度額認定による食費（1日につき）

食 費	介護保険負担限度額認定（第1段階）	300円
	介護保険負担限度額認定（第2段階）	390円
	介護保険負担限度額認定（第3段階①）	650円
	介護保険負担限度額認定（第3段階②）	1,360円
	介護保険負担限度額認定（第4段階）	2,050円

②理容

☆月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪・顔剃）をご利用いただけます。

【利用料金】 調髪のみ：1,000円 ・ 調髪と顔剃：1,500円

③貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○お預かりするもの：現金

○保管管理者：施設長

○出納方法：別に定める「入所者預り金事務取扱い要綱」に従い適正に管理します。

○利用料金：1か月当たり 1,500円

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。その際、材料費等の実費を負担していただく場合があります。

⑤契約書第19条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（一日あたり）

ご契約者の要介護度		要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
料 金	多 床 室 従 来 型 個 室	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合

多床室・従来型個室 5,890円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

☆

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌 25 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 施設窓口での現金支払い

イ. 指定口座へのお振り込み⇒ 七十七銀行 七ヶ浜支店 普通預金 5 1 2 0 2 8 4

ウ. 契約者指定の口座からの自動引き落とし(別途、預金口座振替依頼書提出必要)

（４）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	塩竈市立病院	赤石病院	仙塩利府病院	利府掖済会病院
所在地	塩竈市香津町	塩竈市花立町	利府町青葉台	利府町森郷
診療科	総合	総合	総合	総合

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	はぎわら歯科
所在地	多賀城市町前 3 丁目 1-17

6. 事故・緊急時等における対応方法

施設介護サービスの提供中に事故や緊急時が発生した場合は、次のとおり対応します。

①施設介護サービスの提供中に利用者に事故や突然身体等の急変が生じた場合は、看護師による応急処置を講じるとともに、主治医などと連絡をとりながら、病院緊急搬送等必要な処置を講じます。また、職員は、直ちに家族との連絡をとり、事故内容や症状などの説明を行います。

②外出などの搬送送迎中に交通事故が発生した場合は、携帯電話等により施設に事故内容を通報するとともに、警察及び救急車の要請の有無についても報告します。

施設職員は関係施設内の看護師の応援職員を現場に派遣し必要な措置を講じます。

③上記の事故等が発生した場合は、速やかに該当する市町村（重大な事故の場合は宮城県）の関係課に連絡をとり、必要な措置を講じます。

7. 個人情報の利用目的についての同意

社会福祉法人千賀の浦福祉会個人情報保護規程に基づき利用目的の特定（別紙）をいたしました。重要事項説明書の同意によりこれに同意します。当事業所では、個人情報保護に取り組んでおりますが、介護サービスを行うにあたり、次項の最低限の個人情報を開示させていただきます。これらの個人情報の保護（開示不可）をご希望の方は、契約時に申し出て下さい。事業所では、匿名など配慮いたします。

- (1) 居室の名札開示
- (2) 洗濯物の氏名記入
- (3) 行事（誕生会）の際、氏名等の開示
- (4) ICT 機器(眠りスキャン、見守りカメラ等)使用時の状態

8. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。（契約書第 13 条参照）

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。
- ② 要介護 1 および要介護 2 と判定され、かつ、特例入所の要件に該当しない場合、もしくは該当しなくなった場合。
※平成 27 年 3 月 31 日までに入所された方は要介護度に関わらず、引き続き利用が可能です。
【特例入所の要件】
 - ア、認知症である者（認知症高齢者の日常生活自立度判定基準Ⅲa 以上）であって、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
 - イ、知的障害・精神障害等（手帳交付者）を伴い、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
 - ウ、家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である。
 - エ、単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合。
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑥ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）。
- ⑦ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい）。

② 7日間以上3ヶ月以内の場合

3ヶ月以内に退院された場合でも、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院7日を過ぎた日から退院後再び施設に入所するまでの間、部屋の種類に応じ1日につき所定の料金をご負担いただきます。

- 多床室・・・・・・・・ 915 円
- 従来型個室・・・・ 1,231 円

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する場合があります。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、当施設に再び優先的に入所する事はできません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第 17 条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

9. 身元引受人（契約書第 20 条参照）

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。しかしながら、ご契約者において、社会通念上身元引受人を立てることが出来ないと考えられる事情がある場合には、身元引受人を立てないことができます。
- (2) 身元引受人は、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきたご家族やご親族に就いていただく事が望ましいと考えております。
- (3) 身元引受人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務について、ご契約者と連帯してその債務の履行義務を負うこととなります。ご契約者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続きを円滑に遂行する為に必要な事務処理や費用負担を行うなど、当施設と協力、連携して退所後のご契約者の受入先を確保する等を行うこととなります。
- (4) ご契約者が入所中死亡した場合には、そのご遺体、残置品（居室内に残留する日用品や身の回り品、貴重品関係）の引取りなど身元引受人が引き取って頂く必要があります。また、ご契約者が死亡されていない場合でも、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の残置品をご契約者ご自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取って頂く場合があります。

これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご契約者または身元引受人にご

負担を頂く事になります。

- (5) 身元引受人が死亡または破産宣告を受けた場合等には、事業者は、あらたな身元引受人を立てて頂くために、ご契約者等にご協力をお願いする場合があります。

10. 第三者評価について

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
	結果の開示	1 あり ② なし	
2 なし			

11. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[職氏名] 次長兼生活相談員 松浦 達也
主任生活相談員 星 利果

○苦情解決責任者

[職氏名] 施設長 佐々木 仁一

○受付時間 毎週月曜日～金曜日
9：00～17：00

また、意見受付ボックスを事務所前カウンターに設置しています。

(2) 当法人における苦情の受付

当法人においては、苦情解決体制として以下の第三者委員5名を選任し、上記受付窓口以外でも対応しております。直接でもかまいませんので申し出てください。

第三者委員氏名	住 所	電 話 番 号
佐々木 和 夫	塩竈市伊保石341番3	022-367-4075
大 倉 克 志	多賀城市鶴ヶ谷二丁目36番10号	022-364-7217
佐 藤 笑 子	七ヶ浜町境山二丁目21番27号	022-365-7540
安 住 敦 子	東松島市小野字中央30番地の20	0225-87-2456

(3) 行政機関その他苦情受付機関

七ヶ浜町 長寿社会課 介護保険係	所在地 宮城県七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5番地の1 電話番号 022-357-7447 受付時間 8:30~17:00
多賀城市 保健福祉部 介護障害福祉課 介護保険係	所在地 宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 電話番号 022-368-1141 受付時間 8:30~17:00
塩釜市 福祉子ども未来部 健康福祉課 介護保険係	所在地 宮城県塩釜市本町1番1号 電話番号 022-364-1204 受付時間 8:30~17:00
松島町 健康長寿班 介護保険担当	所在地 宮城県松島町根回上山王6-27 電話番号 022-355-0677 受付時間 8:30~17:00
利府町 健康福祉部 地域福祉課 介護保険係	所在地 宮城県利府町利府字新並松4番地 電話番号 022-767-2198 受付時間 8:30~17:00
仙台市宮城野区 障害高齢課 介護保険係	所在地 宮城県仙台市宮城野区五輪二丁目12番35号 電話番号 022- 受付時間 8:30~17:00
東松島市 保健福祉部 福祉課	所在地 宮城県東松島市矢本字上河戸36番地1 電話番号 0225-82-1111 受付時間 8:30~17:15
国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談係	所在地 宮城県仙台市青葉区上杉1丁目2番3号 電話番号 022-222-7700 受付時間 8:30~17:00
宮城県社会福祉協議会 福祉サービス利用に関する 運営適正化委員会	所在地 宮城県仙台市青葉区上杉3丁目3番1号 みやぎハートフルセンター4階 電話番号 022-716-9674 受付時間 8:30~17:00

西暦 2025年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム 第二清楽苑

説明者職名 _____

説明者氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

利用者氏名 _____ 印

利用者は、署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代行します。

署名代行者

住 所 _____

氏 名 _____ 印 (契約者との関係: _____)

※この重要事項説明書は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 24 年宮城県規則第 34 号）第 4 条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上1階、一部地下1階

(2) 建物の延べ床面積 2,160.31㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

【指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護】

平成12年4月1日指定 【事業所番号】宮城県第0472600048号 定員6名

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員……………ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護・看護職員を配置しています。

生活相談員……………ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名以上の生活相談員を配置しています。

看護職員……………主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

2名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員……………ご契約者の機能訓練を担当します。(看護師が兼務で担当)

介護支援専門員……………ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。

1名の介護支援専門員を配置しています。

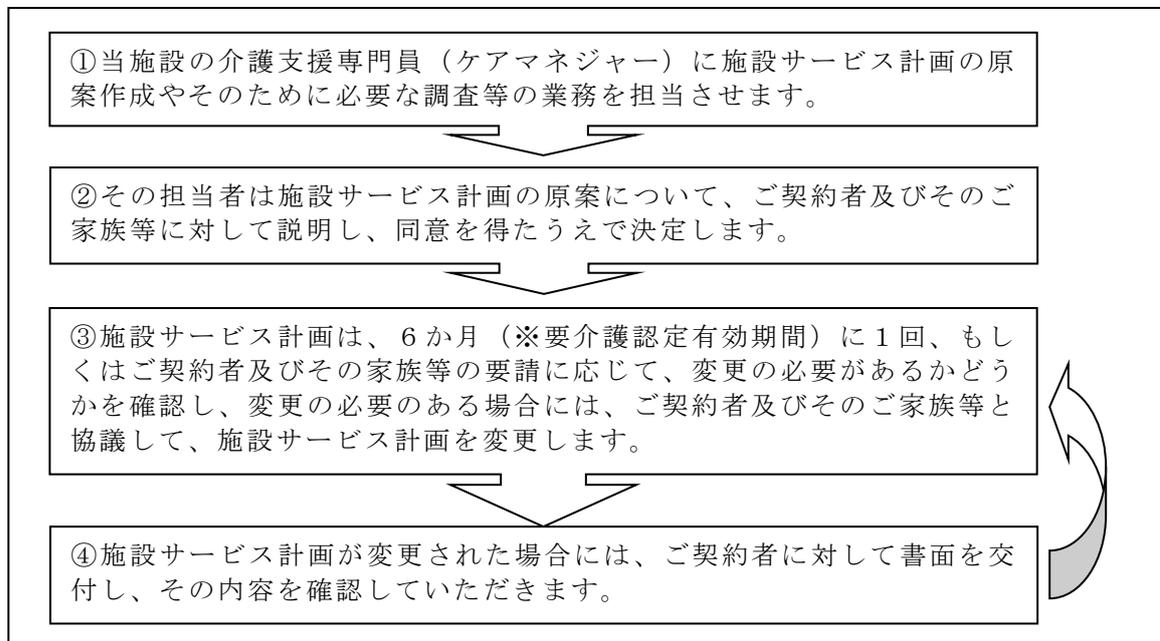
栄養士……………栄養並びにご契約者の心身の状況及び嗜好を考慮した献立を作成します。

医師……………ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

2名の嘱託医師を配置しています。(内科医師と精神科医師)

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、ご契約者からの聴取・確認の上、援助を行います。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
但し、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

その都度ご相談ください。

(2) 面会

面会時間（原則） 9：00～19：00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※なお、来訪される場合の持ち込みは職員に一言声を掛けてください。

(3) 外出・外泊（契約書第 21 条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 9 条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。